

運 営 規 程

社会福祉法人 あかり福祉会

はっぴいあかり居宅介護支援センター

第1章 事業の目的及び運営の方針

「事業の目的」

第1条 社会福祉法人あかり福祉会・はっぴいあかり居宅介護支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

「運営の方針」

第2条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。

1 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。

3 指定居宅介護支援の事業は、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めて行う。

「事業所の名称等」

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 社会福祉法人あかり福祉会 はっぴいあかり居宅介護支援センター
- 二 所在地 兵庫県加古川市加古川町中津557番地1号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

「職員の職種、員数及び職務内容」

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに。自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

二 介護支援専門員3人（「常勤職員2人、非常勤職員1人」

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

「営業日及び営業時間」

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする

一 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始「12月29日から1月4日」は除く。

二 営業時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

「指定居宅介護支援の提供方法」

第6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得る。

1 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ることなどを説明し、理解を得る。

2 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている。

第7条 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、または通常の事業の実施区域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の困難であると認めた場合、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。

第8条 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

第9条 被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

1 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時や利用者やその家族から求められた時には、これを提示する旨を指導する。

第11条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

「指定居宅介護支援の内容」

第12条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにする。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般の支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、

当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者またはその家族に対して提供する。

5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立して日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。

6 介護支援専門員は、前提に定める課題の把握に当たっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

7 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も最適なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

8 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

9 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。

10 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

11 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に対して、訪問介護計画等の指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準において位置づけられている計画の提出を求める。

12 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

13 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときには、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供する。

14 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1カ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録する。

15 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合と要介護認定を受けている利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等による意見を求める。

16 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅においても、日常生活を営むことが困難になったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

17 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行出来るよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

18 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。

19 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。

20 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りにこれを行うものとする。

また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師等の医学的観点からみた留意事項が示されている場合にはそれを尊重する。

21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。

22 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その理由の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合はその理由を居宅サービス計画に記載する。

23 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該経過鵜に特定福祉用具販売が必要な理由を記載する。

24 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会の意見、または居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類が記載されている場合は、利用者によるその旨を説明し、理解を得たうえでその内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

25 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者による必要な情報を提供する等の連携を図る。

26 事業所は、介護予防支援事業者からその介護予防新の業務の委託を受ける場合には、その業務量等を勘案し、自らが行う居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮する。

27 事業所は、地域ケア会議から、個別ケースの支援内容の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合にはこれに協力するよう努める。

「指定居宅介護支援の利用料等」

第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法的代理受領サービスである時は無料とする。

1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

一 事業所から片道おおむね20キロメートル未満 0円

二 事業所から片道おおむね20キロメートル以上の場合

3キロメートルにつき100円を加算

2 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

3 第1項の利用料の支払いを受けた場合には、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供書を利用者に対して交付する。

第5章 通常の事業の実施地域

「通常の事業の実施地域」

第14条 通常の事業の実施地域は、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の区域とする。

第6章 その他運営に関する重要事項

「法定代理受理サービスに係る報告」

第15条 国民健康保険連合会（以下「国保連」という）に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文章を毎月提出する。

1 国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

「利用者に関する市への通知」

第16条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合には、市に対して通知する。

- 一 正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

「勤務体制の確保」

第17条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供出来るよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

- 1 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後 1カ月以内
 - 二 継続研修 一年 6回以上

「従業員の健康管理」

第18条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

「掲示」

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概念、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

「秘密保持」

第20条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

1 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

2 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文章により得る。

「居宅サービス提供事業者からの利益収受の禁止」

第21条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によることの対償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

「苦情処理」

第22条 提供した指定居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。

1 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。

2 自ら居宅サービスに位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。

3 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から同号の指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

「事故発生時の対応」

第23条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。
- 2 事故が発生した場合の対応、兵庫県条例に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合には、当該事実を管理者に報告するとともに、原因分析の結果に基づき策定した改善案を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行う。
- 5 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置について記録する。

「会計の区分」

第24条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業所の会計を区分する。

「記録の整備」

第25条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

1 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第26条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あかり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

「虐待防止のための措置に関する事項」

第27条

利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備。

- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

附則

この規定は、平成24年 3月1日より施行する。

この規定は、平成31年 4月1日より施行する。

この規定は、令和6年 4月1日より施行する。